

別表 民間建設工事の適正な品質を確保するための協議項目リスト

大項目	小項目	施工上のリスクに対する基本的考え方	留意事項
I 地 中 関 連	1 支持地盤の深度 軟弱地盤の圧密沈下	<p>地盤状況については、発注者(又は発注者から委託された者。以下 I において同じ。)がボーリング等の必要な調査を行い、その結果に基づき、発注者から設計業務を受託した設計者が適切な基礎の設計(くい長の設計等)を行う必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような現場不一致による施工上のリスクが発現し、くい長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め発注者及び受注者間(受発注者間)で協議するものとする。</p>	<p>工事請負契約の締結に先立ち、発注者、設計者及び施工者が、支持地盤深度、不陸の状況等について設計図書や質問回答書等を通じて情報共有し、不明な点を明らかにしておくことが必要。</p>
	2 地下水位	<p>地下水位については、発注者がボーリング等の必要な調査を行い、その結果や季節による変動等を考慮したうえで適切な地下水位を想定し、当該水位に基づき構造計算を行う必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような現場不一致による施工上のリスクが発現し、構造計算の再計算や構造変更等が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>地域によっては地下水位が季節により大きく変動することから、正確な位置を把握するための試掘調査が必要となる場合、こうした調査を請負契約に含めて実施するかどうかについて検討が必要。</p>
	3 地下埋設物 埋蔵文化財	<p>地下埋設物や埋蔵文化財については、発注者が管理台帳調査や地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき、地下埋設物等の種類や位置、大きさ等を想定する必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような地下埋設物の発見等の施工上のリスクが発現し、十分な離隔が得られない等により再設計が必要となった場合の追加費用や処理費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>地下埋設物の正確な位置を把握するためには、机上調査では限界があることから、試掘調査等が必要となる場合、こうした調査を工事請負契約に含めて実施するかどうかについて検討が必要。</p>
	4 土壌汚染 産業廃棄物	<p>土壌汚染の状況(自然由来の土壌汚染も含む。)や地中の産業廃棄物については、発注者が地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき土壌の状態や産業廃棄物の有無を確認する必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような産業廃棄物の発見等の施工上のリスクが発現した場合の処理費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>従前の土地利用状況や建築物の用途等について、元の所有者や使用者等に確認するほか、適切な地歴調査の実施について検討が必要。</p>

Ⅱ 設計関連	5 設計図書	<p>建設工事は、発注者から設計業務を受託した設計者が、適切に作成して施工者に示す設計図書に基づき施工を行うことが基本となるが、やむを得ず設計に不確定部分や曖昧な部分を残したままでも工事を開始せざるを得ない場合、施工時に調整や手戻り等が発生する可能性がある。</p> <p>このように、設計に不確定部分や曖昧な部分を残したまま工事請負契約を締結して施工上のリスクが発現し、設計修正等が必要となる場合の追加費用や当初設計の段階で想定されていた部分に起因する追加費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、設計者からの適切な情報提供を受けて予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>設計図書は、発注者が工事のために必要かつ十分な情報(仕様)を確定させた上で、受注者に示すことが基本であるが、事業計画の事情等で、十分な情報を確定させることができないままでも設計を発注せざるを得ない場合、当初設計時点で不確定な部分がどの程度存在し、費用や工期にどのような影響を及ぼす可能性があるかについて、関係者間で共通認識を持つことが必要。</p>
	6 設計間の整合	<p>設計図書における意匠、構造、設備等の各設計は相互に密接に関連するものであり、それらの設計内容については、発注者から設計業務を受託した設計者が調整し、整合性を図るのが基本となるが、やむを得ず調整が不十分なままでも工事を開始せざるを得ない場合、施工時に調整や手戻り等が発生する可能性がある。</p> <p>このように、調整が不十分なまま工事請負契約を締結して施工上のリスクが発現し、設計修正等が必要となる場合の追加費用や当初設計の段階で想定されていた設計間の不整合等に起因する追加費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、設計者からの適切な情報提供を受けて予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>やむを得ず調整が不十分な設計図書による業務を行わざるを得ないような場合、当初設計時点で施工上のリスクとなる可能性のある部分について、事前に十分な検討を行い、関係者間で共通認識を持つことが必要。</p>
Ⅲ 資材関連	7 資材納入	<p>資材については、対象物の規模や品質、工期等を勘案して、施工者が協力会社や代理店と連携し、調達能力を発揮して必要な購入や搬入を行うべきことから、資材納入に関する施工上のリスクについては施工者(受注者)が負うことを基本とする。</p> <p>ただし、工事請負契約時点で想定できないような急激な事態が発生した場合の対応については、予め受発注者間で確認することとする。</p>	<p>災害発生等で調達が困難と想定される資材については、予め関係者間で情報共有を図ることが必要。</p>
Ⅳ 周辺環境	8 近隣対応	<p>地域住民からの要望や対応等によって工期や時間の調整等が必要となり、追加費用が発生した場合の負担については、その負担が事業自体に起因するものか、不適切な工事施工によるものか等の性質の違いを踏まえ、予め受発注者間で確認することとする。</p>	<p>周辺状況等について関係者間で情報を共有し、円滑な事業の実施に努めることが必要。</p>
	9 日照障害、風害、電波障害	<p>日照障害、風害、電波障害等の施工上のリスクは、基本的に工事施工によって発生するものではなく、当該建築物等が存立すること自体によって発生することを踏まえ、追加費用が発生した場合の負担について、予め受発注者間で確認することとする。</p>	<p>周辺状況等や近隣建物との位置関係等について、関係者間で情報を共有し、完成後の形状を含め円滑な事業の実施に努めることが必要。</p>

<p>IV 周辺環境</p>	<p>10 騒音・振動</p>	<p>建設工事は、工事請負契約に基づき目的物を完成することを目的とし、具体的な施工方法や工法の選択については、施工者のこれまでの工事経験を基に、周辺環境への影響に配慮しつつ施工者(受注者)の選択に委ねられるのが基本となるが、建設工事の性質上、工事による騒音や振動等が発生し、周辺環境・周辺住民に影響を及ぼすことがある。 このため、施工上のリスクが、事業計画そのものに起因するのか、不適切な工法や現場の施工方法に起因するのか等、リスクの内容や具体的な影響の度合いについて適切に評価し、第三者に対する補償や工法変更や周辺対策等の追加費用が発生した場合の負担について、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>工事の施工や工法の選択に伴って発生する騒音や振動等の周辺環境に及ぼす影響について、関係者間で情報共有することが必要。</p>
<p>V 天災</p>	<p>11 地震、台風、洪水等</p>	<p>地震、台風、洪水等の異常な災害や、可能な限りの防止措置を講じても防ぐことのできない事象・事故等の施工上のリスクについては、工事出来形部分等に及ぼす影響や、復旧費用の負担、工期の延長等について、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>不可抗力による損害については、民間建設工事標準請負契約約款、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款や、公共工事標準請負契約約款等における関係条項や負担の考え方等も参考にして、適切な負担方法を協議することが考えられる。</p>
<p>VI その他</p>	<p>12 法定手続き</p>	<p>建設工事を施工する上で事前に手続きが必要な建築確認や各種許認可等の法定手続きは、それぞれの申請者が必要な手続きを行う必要がある。 工事請負契約締結後に法定手続き等の遅延が発生したことに伴う追加費用や工期延長が必要となった場合の負担については、契約締結前に予め関係者間で確認することとする。</p>	<p>各種手続きの進捗状況について、関係者間で情報共有し、契約前に建築確認等が完了しないおそれがある場合、手続きの進捗状況や完了予定時期について書面での明記等を検討。</p>